

報告第2号

専決処分の報告について（公用車事故に係る損害賠償額の決定および和解）

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年2月18日報告

鯖江市長 佐々木 勝久

専決第3号

専 決 処 分 書

公用車事故に係る物件損害に対する損害賠償額の決定および和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年2月3日

鯖江市長 佐々木 勝 久

- | | |
|---------------------|---|
| 1 損害賠償および
和解の相手方 | 鯖江市在住の個人 |
| 2 事故発生日時 | 令和7年12月5日 午前10時59分頃 |
| 3 事故発生場所 | 鯖江市定次町 |
| 4 事故の概要 | 鯖江市職員が公用車にて家庭訪問した際、訪問先の玄関横外壁に接触し、角部分の金属の水切り材が変形した事故 |
| 5 損害賠償額 | 16,000円 |
| 6 和解の内容 | 本事故については、市の支払う損害賠償額を5のとおりとし、両当事者はともに将来にわたり一切の異議申立て、請求または訴訟等を行わない。 |

理 由

本事故において物件損害を与えたので、損害賠償および和解をする。